



四條畷市議会議員の議員報酬月額 2 割削減

概要説明

令和2年4月30日(木)に開催された令和2年4月臨時議会において、全議員(議長を除く)11名から提出された、四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案が、全会一致で原案のとおり可決されました。

この一部改正は、新型コロナウイルス感染症対策への財源の一部に充当するため、令和2年5月1日から令和2年10月31日までの間、議員報酬の月額を2割減額する特別措置を行うものです。

[改正前報酬月額]

議長(1名) : 590,000 円 / 副議長(1名) : 555,000 円 / 議員(10名) : 530,000 円

[改正後報酬月額]

議長(1名) : 472,000 円 / 副議長(1名) : 444,000 円 / 議員(10名) : 424,000 円

[特別措置適用期間]

令和2年5月1日から令和2年10月31日までの6か月間

[総削減効果額]

7,734,000 円

[削減対象人数]

議長を含む全議員 12 名

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

議会事務局 担当 大塚 (内線 221)、宗友 (内線 223)